

指定給水装置工事事業者 工事施行要領

令和8年4月



東京都水道局

はじめに

東京都水道局は、水道事業を経営しており、水道事業については、現在、都庁舎が建つ地に明治31年に淀橋浄水場が完成し近代水道として通水を開始してから、既に100年を超えるに至っています。この水道事業の最大の使命は、現在及び将来にわたり、都民生活に欠かすことのできない清浄な水を安定して供給することです。

給水装置は、東京都水道局が布設する配水管から分岐した給水管等により、水道水を直接都民に供給するものです。したがって、その構造及び材質は清浄な水を安全に供給することができるものでなければなりません。

平成8年6月水道法が改正され、給水装置の構造及び材質が政令に定める基準に適合することを確保するために、全国一律の要件で給水装置工事を適正に施行することができる者を指定する制度である指定給水装置工事事業者制度が創制されました。

この指定給水装置工事事業者が行う給水装置工事の技術の要となるのが、全国統一の技術力確保を目的に国家資格として創設された給水装置工事主任技術者です。給水装置工事主任技術者は、給水装置工事事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の工事ごとに指定給水装置工事事業者から指名されて、調査、計画、施工及び検査という一連の給水装置工事業務の技術上の管理を行うとともに、給水装置工事に従事する職員の指導監督を行うなど、その果たすべき役割は重要です。

指定給水装置工事事業者工事施行要領は、東京都における給水装置工事に関する取扱手続及び設計施工基準等の基本的事項を体系的に網羅し、指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者等の知識の習得及び施行技術の維持・向上に寄与することを目的とするものです。